

～ 第4種踏切において発生した、列車と通行者との衝突による死亡事故 ～

鉄道事業者名：東日本旅客鉄道株式会社

事故種類：踏切障害事故

発生日時：平成30年2月27日 22時18分ごろ

発生場所：千葉県館山市

内房線 ^{たてやま} 館山駅～^{ここのえ} 九重駅間（単線）

連光寺踏切道（第4種踏切道：遮断機及び警報機なし）

^{そが} 蘇我駅起点87k869m付近

<概要>

東日本旅客鉄道株式会社の千葉駅発千倉駅行きの下り普通第1123M列車の運転士は、館山駅～九重駅間を速度約77km/hで走行中、連光寺踏切道に進入する通行者を認めて非常ブレーキを使用した。列車は同通行者と衝突した。

この事故により、同通行者が死亡した。

<事故現場付近略図>



※この図は、国土地理院の地理院地図(電子国土 Web)を使用して作成

<通行者進入方向から見た連光寺踏切道の状況>



<連光寺踏切道から見た下り列車の
見通し状況>



<下り列車から見た連光寺踏切道の
見通し状況（195m程度手前）>



<原因>

- ・本事故は、踏切遮断機及び踏切警報機が設けられていない第4種踏切道である連光寺踏切道に列車が接近している状況において、通行者が同踏切道に進入し、列車と衝突したことにより発生したものと推定される。
- ・列車が接近している状況において、同通行者が同踏切道に進入した理由については、同通行者が死亡しているため明らかにすることはできなかった。

<再発防止のために望まれる事項>

- ・踏切遮断機及び踏切警報機が設けられていない第4種踏切道は、廃止又は踏切保安設備を整備すべきものである。鉄道事業者、道路管理者及び地域住民等の関係者は、本事故が発生したこと及び踏切周辺の状況を踏まえ、同踏切の廃止又は踏切保安設備の整備に関する協議を進め、できるだけ早く方針を定めて、具体的な取組を実施することが望ましい。

詳細は、運輸安全委員会ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/jtsb>) より、
鉄道事故調査報告書をご覧ください。